

## 平成25年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成25年5月30日(木) 午前10時30分～午前11時00分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者 池山武志委員、小坂芳則委員、高桑峯夫委員、坪井玲子委員(以上学識経験者)、筒井俊秋委員、大口司郎委員、水野 晃委員、今村一正委員(以上町会議員)、愛知県尾張県民事務所長浅田孝男委員、愛知県尾張建設事務所長広浜全洋委員(代理出席:山本企画調整監)、愛知県西枇杷島警察署長高木剛志委員  
(欠席)柴田恵子委員(学識経験者)  
(豊山町)鈴木町長、長谷川部長、夫馬経済建設部参事、桜井課長、高桑係長、早川係長、村岡主事
- 4 議 題 (1) 会長の選任について  
(2) 会長代理の指名について
- 5 報告事項 (1) 県営名古屋空港周辺への航空機生産・整備拠点誘導のための都市計画について
- 6 会議資料 (1) 県営名古屋空港周辺への航空機生産・整備拠点誘導のための都市計画について(資料No.1)  
(2) 豊山町都市計画審議会委員名簿(参考資料No.1)  
(3) 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要(参考資料No.2)  
(4) 下水道事業(参考資料No.3)

### 7 議事内容

(開 会)

司会(高桑): 皆様おはようございます。ただ今より、平成25年度第1回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いにつきましては、「議事録の作成に関する指針」により、審議会ごとに議事録を作成することになっております。その取扱いにつきましては、審議会で取り決めていただくこととなりますが、後ほど会長選出後に当審議会で取り決めていただきますので、よろしくお願ひします。

司 会: はじめに町長より一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： おはようございます。本日は、皆様大変お忙しいところ都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、議題ということではございませんが、県営名古屋空港周辺への航空機生産・整備拠点誘導のための都市計画について、今年度、都市計画決定を予定しておりますので、策定に至る背景、今後の手続き等につきまして、ご報告をさせていただきます。

その他事項としまして、下水道事業の進捗状況と今後の予定についてご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。ここで、当審議会委員の一部に異動があり、また平成25年度第1回目の都市計画審議会でございますので、全員のご紹介をさせていただきます。

(参考資料 No. 1「豊山町都市計画審議会委員名簿」により紹介)

(資料の確認)

司 会： 会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆さんにご出席をいただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

(議題)

司 会： それでは、会議次第に従いまして進めていきます。議題に入ります。(1) 会長選出について、豊山町都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、学識経験者の委員の皆様の中から会長の選出をお願いします。

小坂委員： 過去の職歴、また色々な役職を務めておられ、ご経験豊かな「池山武志」さんをお願いしたいと思います。

委 員： (賛 成)

司 会： それでは、池山委員さん会長席へお願いします。

(会長あいさつ)

会 長： 改めましておはようございます。ただいま皆様方のご推挙によりまして豊山町都市計画審議会の会長という重責をいただくことになりました。

もとより微力な者でございますが、小さくキラリと光る豊山町のまちづくりのために全力で取り組んで参りたいと考えていますので、皆様方のご協力を節にお願い申し上げまして、簡単ではございますがあいさつをさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

会 長： これより私が議長を務めさせていただきます。本日の議事が円滑に進行しますよう皆様方のご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、(2) 会長代理について、豊山町都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、私より会長代理を指名させていただきます。

会長代理には、「高桑峯夫」さんを指名いたします。

委 員： (賛 成)

会 長： 「高桑」さんに会長代理が決まりました。

(会長代理あいさつ)

会長代理： ただいま会長より会長代理にご指名いただきました「高桑」でございます。

会長と協力して豊山町都市計画審議会が円滑に運営できるよう務めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

(議事)

会 長： 議事に入ります前に、この会議の持ち方ですが、この会議は原則公開という形で行っていきたいと思っております。そして、議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は不都合なことがあれば非公開としますが、原則「公開」で行いたいと思っております。

委 員： (異議なし)

会 長： 審議に入る前に一部委員の皆様の交代もありましたので「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」について、事務局より説明をお願いします。

(参考資料 No. 2 : 審議経過と審議概要について説明)

事務局（櫻井）： 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要についてご説明申し上げます。

豊山町都市計画審議会は、昭和48年に豊山町都市計画審議会条例を制定し、同年に第1回目の都市計画審議会を開催しましてから、これまでに45回開催しています。

これまで、ご審議していただきました内容は、線引き見直し（これは市街化区域と市街化調整区域の見直し）を始め、用途地域の変更、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、地区計画等であります。

また、その他では、都市計画に係わる事業及び都市計画関連事業についてご報告をさせていただいております。

会長： 説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

(質疑なし)

(報告事項)

会長： それでは、次第の4「報告事項」に入ります。

(1)「県営名古屋空港周辺への航空機生産・整備拠点誘導のための都市計画について」事務局より説明をお願いします。

(報告事項の説明)

事務局（櫻井）： 資料No.1「県営名古屋空港周辺への航空機生産・整備拠点誘導のための都市計画について」ご説明いたします。

資料No.1をご覧ください。はじめに、今回の「背景」からご説明いたします。

愛知県、岐阜県、名古屋市を始め豊山町を含めた12地方公共団体は、共同で申請を行い、平成23年12月22日に国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」として国から指定を受けました。豊山町では、県営空港区域及び三菱重工業（株）小牧南工場が、この総合特区の区域に含まれました。このことから、この地域が今後更に国際競争力を備えた航空機の研究開発又は製造に関する事業を展開する地域として位置付けられました。

愛知県は、この国際戦略総合特区構想を推進するために、平成25年度より、県営名古屋空港に隣接する旧空港用地を自ら取得して、民間航空機の生産・整備拠点を誘致するための工業用地として開発すると同時に、取得した旧空港用地も総合特区の区域への編入を目指すとした計画を発表したところです。

愛知県が取得を目指している区域は、市街化調整区域であることから、現状では基本的に建築・開発に関わる行為が行えない区域となっています。このことから、当該区域を工場用地として活用するには、市街化調整区域における秩序ある土地利用の観点から、都市計画法に基づく開発許可を前提とした地区計画（都市計画）を定めることが必要となります。

この地区計画の決定権者は市町村でありますので、愛知県の計画を推進するには、豊山町が地区計画を定め、決定することが求められています。

続いて、「町における位置付け」です。

町の基本方針である豊山町第4次総合計画では、「空港を中心とした産業拠点の形成を目指して、空港周辺に航空宇宙関連産業の研究開発や生産等を行う施設の集積を進める」ことを重点戦略に掲げています。また、町の都市計画の基本方針である豊山町都市計画マスタープランでは、「空港と一体化した航空宇宙産業を核として、先端産業用地を集積配置する」とした方針のもと、既存工業集積ゾーンと旧空港区域・青山神明地区の市街化調整区域に先端産業振興拠点を形成することを明記しています。このことから、愛知県の計画と町の基本方針とは整合しています。

次に「地区計画制度の概要」です。

地区計画とは、地域の特性に応じて、道路、公園などの地区施設や建築物等の整備、土地利用についての計画を地域の意向を反映しながら定め、これに沿って開発や建築行為を規制誘導することにより、良好な環境の街区を整備し、保全を図るもので、都市計画法に定められた制度であります。

地区計画の特徴としては、①地区レベルの詳細な計画が可能であること。②地域のみなさんの意向を計画に取り入れることが可能であること。③計画決定の主体が市町村であることから、地区の実情を反映することが可能であることが挙げられています。

次に「地域の概要」です。

地区計画を決定しようとする区域は、県営名古屋空港のターミナル地域の一部と、旧空港跡地を合わせた約9.0haを予定しています。資料の右下に地区計画予定として赤枠で示しています。ちなみに、地区計画予定地の東側は県営名古屋空港、北側は三菱重工業（株）小牧南工場、西側は町のスポーツ施設（プール、グラウンド）、南側は既存集落（住宅地）と面しています。

当該地域は、平成11年4月に空港周辺3市1町、地元経済界、学識経験者、愛知県を構成員とする名古屋空港将来構想検討会議が策定した「名古屋空港の活用及び周辺地域振興基本構想」の中で、航空関連産業・研究教育機能の集積を図る地域とされています。

次に「地区計画の方向性」です。

当該区域において、現時点で考えられる目指すべき地区計画の方向性について3点掲げております。

1点目は、県営名古屋空港に隣接し交通利便性の非常に高い区域であり、また、既存の航空宇宙関連産業の生産工場にも隣接していることから、地区計画を定めることにより、県営名古屋空港と一体化した航空宇宙産業の核として、産業用地を集約配置することができ、臨空港都市として先端産業振興の拠点となる良好な工業団地の形成を図ることが可能となります。

2点目は、既存集落と道路を挟んで接することになることから、町道3号線を挟んで面する既存集落（住宅地）側については、生活環境を悪化させないような配慮が必要と考えています。資料の右下図面に示す赤枠区域の南側です。

3点目は、開発規模が極めて大きいことから、将来、当該地域への乗り入れ車両の交通対策、従業員の増加に伴う交通安全対策が課題となると考えています。

次に「地区計画決定の時期」です。

愛知県の事業計画を念頭に手続きを進めるとした場合、この地区計画の決定告示は平成26年3月中に行うことが望まれているものと認識しております。

最後に「今後の主な都市計画決定の手続き」について、説明いたします。

主だったものをお示ししています。今後、都市計画の原案の作成にあたり、広く住民及び利害関係人の意見を反映させるための説明会を7月下旬に予定しております。その後、説明会で出された意見、県及び関係機関との協議・調整を経て、都市計画の原案を作成します。

この原案をもって、都市計画法第16条に基づいて制定した町条例に基づく縦覧を予定しております。この縦覧により、区域内に土地の所有権を有する方々から意見を聞きます。

その後、都市計画法第17条に基づく縦覧を行います。

説明会並びに2回の縦覧を経て、取りまとめた都市計画の案を決定するための豊山町の都市計画審議会を来年1月下旬頃に予定させていただきます。

都市計画審議会の議を経た後、愛知県知事の同意を得て、都市計画の決定告示を行います。この決定告示が繰り返しになりますが、来年3月下旬頃に予定しております。

若干のスケジュール変更はあると思われませんが、概ねこの内容で進めてまいりたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、来年1月下旬頃に都市計画審議会を予定させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、資料No.1「県営名古屋空港周辺への航空機生産・整備拠点誘導のための都市計画について」の説明とさせていただきます。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はございますか。

(質疑なし)

(その他)

会 長： 続きまして、次第の5「その他」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

(参考資料 No. 3：下水道事業について説明)

事務局（櫻井）： 下水道事業についてご説明申し上げます。

参考資料No.3をご覧ください。

本町の下水道事業は、愛知県が進めている新川流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに、新川東部処理区の関連公共下水道事業として実施しています。

豊山町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域としております。

平成22年度にご審議いただきました区域区分の見直し、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画等に合わせ計画区域の見直しを行い、約400haに変更しております。

ピンク色で着色してあります区域が、本町の下水道計画区域です。

平成13年10月に豊場南部地区約90haを整備することで事業認可を受け、平成18年4月に約56haを追加する事業認可の変更を行いました。事業認可区域内の整備が進捗してきましたので、平成23年5月に約45haを追加する事業認可の変更を行いました。

下水道の整備については、平成14年度より進めております。平成19年度末に供用開始を行い、現在は黄色で着色してあります区域約155haについて供用しております。

また、緑色で着色してあります区域約9haについては、今年度整備をいたしますが、この区域は平成25年度末に供用開始する予定です。

以上で参考資料No.3「下水道事業」の説明とさせていただきます。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はございませんか。  
質問もないようですが、この機会に委員の皆様何かございませんか。

高木委員： 空港の整備の関係の計画の中に交通対策が取り込まれております。これは当然人とか車とかございますので事故の発生に非常に警察としても懸念しています。同時に犯罪の発生も懸念されます。例えば駐車場があれば、そこに車を止める車上荒らしも増える可能性があります。私どもとしては抑止することが必要だと思っておりますので、今後のこういった計画をご審議される中で犯罪対策、こういったものをご審議いただければ都市計画を万全に進めていけるのではないかと思います。例えば、防犯カメラをそういったところに設置するというのが県警をあげていろんな場面で各自治体にお願いしておりますので、例えばそのカメラの導入とかを含めて抑止対策をいろいろな委員の方のご意見を伺いながら警察としてもやれる範囲で参加していきたいと思っておりますので防犯対策・犯罪対策的なものを盛り込んでいただければと思っています。

会 長： 今、警察署長からお話ございましたが、確かに住民への安全安心が一番大事なことで、そしてまた通勤でみえる方、従業員の方たちの安心安全も大事なことであります。今、言われましたように抑止対策の関係は、これからずっと町が発展していくとどうしても出てくる問題であるかと思っております。これも当局におかれましては、この抑止対策も考えつつ進めていっていただきたいと思っております。町の方としてはいかがでしょうか。この件についてご意見ございますか。

事務局（長谷川）： 都市計画策定の段階でご意見を反映できる範囲で検討しながら、具体的に開発される時、開発者が今の段階ではどこかは決まっておりますけれども、町の要望として、町の考え方として、交通安全対策以外にも周辺への住民への

安全安心ということも配慮を願いたいという形で基本的に進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

会 長： 確かにこの問題は一番大事なことでございますので、町におかれましても強  
力に押し進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。その他、  
何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。  
それでは、皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了することがで  
きました。ありがとうございました。

司 会： 会長さんはじめ委員の皆さん、どうもありがとうございました。最後に町長  
より一言ご挨拶をさせていただきます。

(町長閉会のあいさつ)

町 長： 本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。  
町民の皆様のご協力を頂きながら、魅力ある豊山町の実現に向けて努力して  
まいりたいと考えております。  
本日、ご報告させていただきました事案につきましては、精力的に進めて参  
りますので、今後とも審議会の運営について、よろしくご協力をお願いいたし  
ます。  
どうもありがとうございました。

司 会： ありがとうございました。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

(閉会)

上記のとおり平成25年度第1回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明  
確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成25年6月6日

会 長 池 山 武 志

署名人 高 桑 峯 夫